

平成25年度 事務事業評価シート

※平成24年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	児童福祉事務						継続		
コード	24	-	37	-	03	-	00	予算事業名	児童福祉事務
担当部署	こども未来部	こども安全課	こども相談担当	予算事業コード				会計 10 款 03 項 02 目 01	

1. 事業の位置付けと関連計画、関連事業等

第三次川越市総合計画上の位置付け(太枠内)		位置付けなしの場合	法令による実施義務	義務
基本目標(章)	1章	ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち	実施計画事業名	児童福祉事務
方向性(節)	1節	だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり	個別計画等の名称	なし
施策	1	児童福祉の推進	当事業に関連する事務事業	家庭児童相談
細施策	1	子どもへの支援体制の充実		
事業実施の根拠となる法令・条例等	*児童福祉法 *児童虐待の防止等に関する法律 *川越市要保護児童対策地域協議会設置運営要綱			

2. 事業の目的と概要

事業の目的 (誰・何を対象に、何のために実施するのか)	要保護児童、要支援児童若しくは特定妊婦を対象に、適切な保護及び支援を図るため実施する。
事業の概要 (活動内容、実施手段・方法など)	児童虐待防止SOSセンターにて児童虐待の通告や相談を受け、4時間以内に緊急受理会議を実施し、48時間以内の児童の安否確認を行う。その後、関係機関と連携し、当該児童及び世帯に対して適切な支援を実施する。また、要保護児童対策地域協議会を適切に運営し、関係機関との連携の強化を図る。

3. 実施にかかるコストと実績

(単位:千円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
予算額	5,137	5,060	12,036	9,844	6,583	
(25年度予算額大幅増/減の理由)	平成25年度の組織改正により、平成24年度まで児童福祉事務に計上されていた「遺児手当」・「特別児童扶養手当」が平成25年度はこども政策課の事業となったため。					
事業費 A	5,096	4,086	9,447	5,956	6,583	6,509
人件費 B	14,674	15,408	17,242	17,242	20,544	20,544
総コスト(C=A+B)	19,770	19,494	26,689	23,198	27,127	27,053
正規職員(1年間の従事人数)	2.00人	2.10人	2.35人	2.35人	2.80人	2.80人
臨時職員(1年間の従事人数)	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人	0.00人
国県支出金 D	620	630	6,869	3,230	4,461	2,305
その他特定財源 E	0	0	0	0	0	0
市の財政負担(=C-D-E)	19,150	18,864	19,820	19,968	22,666	24,748

※25年度、26年度の事業費、人件費は見込額
※臨時職員の給与も、人件費に含まれます。

4. 成果指標・活動指標による分析

評価指標	単位	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度目標値	将来目標値
成果 児童虐待等相談受理件数	件	156	161	185	226	250	26年度 250
指標の定義・説明	児童虐待防止SOSセンターで受理した虐待通告、養育相談等の件数						
成果 養育支援ヘルパー派遣時間	時間	0	0	0	153	450	26年度 450
指標の定義・説明	平成24年度開始の養育困難家庭等へのヘルパー派遣時間						
指標の定義・説明							
指標の定義・説明							
指標に基づく評価	児童虐待防止SOSセンターにおける取扱い件数という点で、虐待等相談受理件数を指標として用いた。また、養育支援ヘルパー派遣事業は、養育困難家庭等へのヘルパー派遣を行う事業であり、派遣時間は当該家庭の支援時間となる。						

5. 事業の実施を通じた分析

(1) 現在の課題と状況	効率性に課題
児童虐待等相談受理件数は年々増加し、家族関係や環境も複雑化しているため、ケースワーカーには高度な専門性が問われている。限られた人材で、増え続ける児童虐待に適切に対応するか、また、子ども支援・親支援事業を充実させ、予防していくかが課題と思われる。	
(2) 比較参考値(他市での類似事業の例など)	
児童虐待等相談受付件数は自治体の規模により異なるが、川越児童相談所管内で圧倒的に件数が多い。また、要保護児童対策地域協議会の運営方法は自治体により異なるため比較は難しいが、毎年内容について検討を重ねながらより良い協議会を目指している。	
(3) 事業を廃止・縮小したときの影響	
児童虐待防止SOSセンターは、市の児童虐待対応の窓口であり、当センターを廃止・縮小することで児童虐待等への対応が極めて困難となる。また、要保護児童対策地域協議会では関係機関との調整役を担っており、当協議会を廃止・縮小することで関係機関の連携が難しくなり、児童虐待を未然に防ぐこと、早期発見・早期対応していくことが極めて困難となる。	

平成25年度事務事業評価 方向性提示シート

所管部署		こども未来部				こども安全課	こども相談担当
事務事業名称		24	37	03	00	児童福祉事務	
今後3年間の方向性	25年度	継続 児童虐待防止SOSセンターを適切に運営し、児童虐待の防止及び早期発見・早期対応に努めます。要保護児童対策地域協議会を更に充実させ、関係機関との連携強化に努めます。また、埼玉縣市町村児童虐待相談体制モデル事業2年目に当たるため、平成24年度に計画したことを着実に実行するとともに、平成26年度の完成に向けて事業を実施します。					
	26年度	継続					
	27年度	改善(見直し) 要保護児童対策地域協議会等は、現行どおりですが、平成25年度までのモデル事業を見直し、事業の効率性や体制の強化の必要性から、さらに児童虐待防止SOSセンターが適切に運営できるよう改善を図ります。					